

20歳になったら国民年金

20歳以上 60歳未満の日本に住んでいる人は、国民年金の加入が義務づけられています。

■国民年金（基礎年金）3つのメリット

1. 「**老齢基礎年金**」老後を支えます。
2. 「**障害基礎年金**」病気やけがで障がいの状態になったときに支えます。
3. 「**遺族基礎年金**」加入者が亡くなったとき、子のある配偶者、子を支えます。



■世代と世代の支え合い

国民年金は、現役世代が納める保険料で高齢者の方の年金を負担するという「世代と世代の支え合い」が基本です。

■保険料の支払いが困難な場合

収入がなく保険料の支払いが困難な場合は、「学生納付特例制度」（学生のみ）、「納付猶予制度」（50歳未満）などの保険料の支払いが猶予される制度を利用できます。

保険料を支払ってないままにしておくと、障害年金などが受けられません。

★「学生納付特例制度」

学生で本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の支払いが猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外の日本分校に在学する人です。

★「納付猶予制度」

50歳未満*で本人と配偶者の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の支払いが猶予される制度です。（学生以外）

※平成28年6月以前の期間は、30歳未満であった期間が対象となります。

どちらの制度も猶予が認められた期間の分、将来受け取る年金の額が少なくなります。

しかし、10年以内であれば保険料をさかのぼって支払うことができ、受け取る年金を増額することができます。

■20歳になったときの国民年金の手続き

20歳になったとき、国民年金に加入していない人は、加入の手続きが必要です。

厚生年金・共済組合に加入している人、厚生年金・共済組合に加入している配偶者の扶養になっている人は、手続きは必要ありません。

20歳の誕生日の前月に日本年金機構から用紙が送られてきます。必要事項を記入し、同封の返信用封筒にて郵送いただくか、窓口へ提出してください。市では、20歳の誕生日の前日から受け付けています。

●問合せ 市民生活課国保・年金係 Tel75-4973

うきは市民センター浮羽市民課 Tel77-2112

